

NEWS LETTER

短期大学基準協会

ASSOCIATION FOR ADVANCEMENT OF COLLEGES IN JAPAN

VOL.26

平成15年1月

〒102-0073

東京都千代田区九段北4-2-25(私学会館別館内)

TEL 03-3261-3594 FAX 03-3261-8954

e-mail : kijunkyo@tandai.or.jp

編集・発行 短期大学基準協会

CONTENTS

- 第三者評価と建学の精神
- 大学における「評価」をめぐって
- 本学における「地域総合科学科」設置の経緯と適格認定評価
- 学校教育法等の一部改正について

卷頭言 第三者評価と建学の精神

松 田 英 育

短期大学基準協会理事
作陽短期大学 理事長・学長

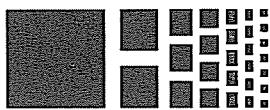


昨年、大学の質の保証に係る新たなシステムの構築についての中央教育審議会の答申概要の中で「“知の時代”とも言われるこの21世紀において、我が国がリーダーシップを發揮し発展していく上で大学の果たす役割は極めて大きく、国際的通用性等の観点からも、大学の質を社会に保証していく必要がある。」と述べられ、大学や短大や役割の重要さが示され、そしてすべての大学、短大で第三者評価が義務づけられることになった。

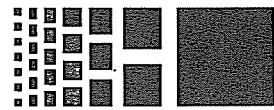
地方にあって小規模のわが短大はどうあらねばならないかを考えると、いくつかの評価項目と基準の設定が予想される中で建学の精神こそ重要であると思われる。51年の歴史を有する本学は大乗佛教に基づく宗教的情操教育を建学の理念としているが、創立者亡きあと建学の精神は形骸化し、学生にも教職員にも十分理解され徹底しているとは言いたい。昭和初期、本学園の誕生の前に、創立者の頭を悩ませていたことは、ただ単に知識と技術を授ける方向に進んでいる今日の日本の教育はこのままでよいのだろうか。本当の教育は教える人のいのちを生徒の心の中に移し、若い生徒のいのちをいきいきと芽吹かせることではないか。魂を伴わない教育は心貧しい人間を創ることになりはしないか。そして彼女たちが大人になり家庭や社会に出たとき“三悪道”に落ち苦惱の人生をたどるのではないか。そうではなく、まわりを生かし、そして自分自身生かされていることに気づき感謝し、いきいきと生きる、そのような人生を歩むことこそ最も大切なことであり、その為には親鸞聖人の教え、大乗佛教に基づく教育こそ必要であるとの熱い

思いから勤めを辞し、現在の学園を創ったのであった。

今日、わが国がかかえている問題は、少子化、高齢化、家庭や学級崩壊に見られる精神の荒廃、経済の低迷等がある。一方地球規模で見れば地球環境の破壊、人口の爆発、核、テロなどの問題がある。これらの問題は全て重大なものであり、殆ど近代の学校教育の影響が少なからずあると思われる。わが国も世界も近代文明にどっぷりつかっていると言っても過言ではないと思う。それは物質文明であり科学技術を中心としたものである。科学的なものは善であり正しい、幸せと直結していると考えられ、科学的でないものは否定されるのが常識とさえなっている。物質文明は物質の本質や物質の変動のメカニズムを究明することから出発しており、そこでは存在が証明されない神や仏は無視され、すべてが物質視されるのである。一方、仏教では山川草木悉皆成仏といい、生きとし生けるものだけではなくあらゆるものいのちあるものとみる。又「煩惱具足の凡夫、火宅無常の世界は萬のことみなもてそらごと、たわごと、真あることなきに…」と歎異鈔でいう世界である。そこには西欧近代文明に欠落している人間として大切なものがあり、それは今世紀に最も必要なものではないかと思う。かといって現代文明を否定するものではなく、21世紀を真に発展させ人間らしく生きていくには現代文明を発展させ、人間性豊かな大学生を育てることこそ必要であると思う。



大学における「評価」をめぐって



高 倉 翔 (中央教育審議会委員 明海大学長)

ପ୍ରକାଶକ

現在、①中教審（大学分科会）において、昨年11月の「学校教育法」改正に伴う「大学設置認可制度の弾力化」と「第3者評価制度の導入」（「認証評価」＝文部科学大臣による認証を受けた者による評価）などの実施に関する法的整備の審議が行われており、また、②短期大学基準協会においても、「第3者評価」のための「認証評価機関」としての体制整備が課題とされている。

そこで、以下、わが国の大学（短大を含む）における「評価」の問題一般について、若干の考察をしてみたい。

◆『昨日』までの「大学評価」

『昨日』まで、わが国の大学では、①「評価するものは評価される」という明々白々な社会常識が通用せず、まして「360度評価」、「学生による授業評価」などは論外とされてきた。②一般に、大学の役割・機能は「教育研究」に限定され（教員個人、特に教授の役割・機能としては、「教育研究」と「管理運営」）、③しかも、「教育」よりも「研究」を極端に重視し、「第3の機能」ともいわれる「社会貢献」への関心も弱く、④さらに、学生を「通過集団」と見做し「消費者」（「教育サービス」の受け手）と考える観点が欠如するなど、消費者保護の精神、ステークホルダーへの責任感、総じて「アカウンタビリティ」に関する感覚が微弱であった。『今日』でも、このような体質が依然として少なからず残存している。

ここで、「大学評価」を、大まかに区分してみると、まず、

①「自己評価」と「第3者評価」(外部評価)に区分され、さらには、「第3者評価」は、米国のアクレディテーションにみられるように、「機関別評価」と「専門分野別評価」に区分

できる。また、②「自己評価」であれ「第3者評価」であれ、「研究評価」と「教育評価」に区分でき、さらに、③「研究評価」と「教育評価」は、「機関別（機関における分野別を含む）」と「教員個人別」に区分できる。平成16年度から新しく導入される「認証評価」制度は、「機関別評価」であるが、それには、機関毎に、その他の区分の内容も含まれる。

『昨日』までのわが国の大学においては、全般的にいって「評価文化」が殆ど存在せず、とりわけ「教員個人別」の「教育評価」など眼中になかったといえる。

◇ 大学の「教育機能」の重視

『今日』、大学の「マス化」から「ユニバーサル化」への趨勢、加えて「少子化」の進行などに伴う学生の実態の変化に対応し、大学の役割・機能を「研究」から「教育」へシフトすることが強く求められてきている。大学の「教育研究」機能に関して、「教育機能」の重視は『今日』と『明日』の重要な課題である。「大学の使命は人材育成であり、研究はそのための有効なツールである」、または、「大学は教育機関であり、研究は重要な機能の一つである」といってもよい。

制度的にも、平成12年の「教育改革国民会議報告」の提案（大学教員の教育力の向上）を受け、平成13年の「大学設置基準」改正により「大学教員の資格基準」が、『昨日』までの「教育研究上の能力があると認められる者」から、「大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者」とされた。このような制度的措置が、個々の大学における教員の「評価」や「人事」に関し、どのように具体化・現実化されるかが、『明日』の重要な課題となっている。



◇ 大学教員の「教育研究」評価

『昨日』と『今日』まで、わが国の大学教員の「教育研究」に関する認識は、世界一の「研究指向」意識に支えられてきた。大学教員の意識に関する統計のいくつかも、それを如実に示している。「教育能力は研究能力に内包される」という意識が支配的で、各大学では、「業績」＝「研究業績」の教員資格審査（人事）基準が一般的となっている。

大学教員は、「皆が研究者」と自認し、大学全体としても「研究大学」指向が強くみられる。余談になるが、毎年4月になると、大学教員への就任や転任・昇任などの挨拶状をいただく。それを拝見すると、殆ど例外なく、「研究と教育」に全力を尽くすとあり、「教育と研究」というのは皆無に等しいのが現実である。「研究指向」意識の現れといえるだろう。

『今日』から『明日』の大学においては、組織としても教員個人としても、「研究機能」重視から「教育機能」重視へとシフトされなければならない。したがって、教員の「評価」も、「研究評価」から「教育評価」へと重点を移していくかなければならない。

ただ、教員の「教育評価」は、管理的発想によるのではなく、あくまで「授業改善」や「教員の教育力向上」のため、つまり、学生に対する「良質な教育サービスの提供」のために実施されることが重要である。この認識を欠くと、「評価ファシズム」などといわれることにもなりかねない。教員の「教員評価」とFDの相乗効果が期待され、さらには、「評価」から「FD」へといった方向性についても、十分な検討が必要と思われる。

しかし、『今日』、大学の「教育機能」がいかに重視されても、「研究大学」を軽視する気持ちは毛頭ない。表現が適

切かどうかは別として、「大学の種別化」や「教員の種別化」も検討されなければならないと考えている。その場合、「カリフォルニア・マスター・プラン」による3層構造（研究中心大学、教育中心大学、コミュニティ・カレッジ）も示唆に富む例といえよう。

なお、『今日』、大学の役割・機能は、「教育研究」から「教育研究」+「第3の機能」（社会貢献）へと移行していることにも注目したい。「象牙の塔」から「開かれた大学」への転換であり、日本私立短期大学協会が発案した「地域総合科学科」も、「開かれた大学」指向の改革といえる。

◇ 均衡のとれた「知」の三角形

大学における「教育機能」が重視されても、「研究」の重要性が否定されたり、また、軽視されたりしてはならない。

現代は「知」の時代ともいわれ、各国は、自らの知的基盤を整備充実させ、それによって生み出される「知」の積極的な活用を図っている。大学は、①「知」の継承としての優れた人材の養成（教育）と、②「知」の創造としての独創的な学術研究（研究）という極めて重要な役割・機能を果たしている。また、③「知」の応用としての「第3の機能」（社会貢献）も、『明日』の大学では、ますます重要性を増していく。

そこで、『明日』の大学における重要課題は、「知」の創造・発見、「知」の継承・伝達、「知」の応用・活用といった、均衡のとれた「知」の三角形を発展させることといえる。同時に、大学における「研究機能」から「教育機能」へのシフトを前提として、『今日』と『明日』の大学教員は、「研究」は「教育」の必要条件ではあるが、十分条件ではないことを肝に銘ずるべきである。

本学における「地域総合科学科」設置の経緯と適格認定評価

◎



渡 邊 義 生（広島文化短期大学 学長）

1. 本学教育改革の経過

本学は平成14年1月長期履修学生制度の学則変更届け出、3月家政系2学科を統合しコミュニティ生活学科へ改組転換による設置申請、幼稚教育学科を保育学科へ定員増を伴う名称変更、生活科学科栄養専攻を食物栄養学科へ名称変更の申請を行いそれぞれ認可された。7月には短期大学基準協会によりコミュニティ生活学科が「地域総合科学科（総称）」として適格認定された。このように本学の学科構成は一挙に改編される結果になったが、これは地域に根ざした新しい短期大学を指向してのものである。ここに至るまでの本学の状況と経緯について述べておきたい。

18歳人口の減少傾向は本学の教育理念により深く時代のニーズに応える変化の必要を迫った。これは平成3年の短期大学設置基準の改正を機に醸成され、平成8年の一部学科の定員割れにより加速された。最も大きな変革は平成8年のマス型の短期大学教育からユニバーサル・アクセス型短期大学教育への転換という意識改革であった。これを機にいろいろな面で改革に取り組んだので例をあげてみる。

- ・学生の意欲と個性を重視するアドミッション・オフィス入学制度を導入（平成9年度）… これは進路に対する意欲や個性、活動経験と本学教育内容との接続の可否を相談によって確認し入学を決定するものである。
- ・入学から卒業までの大学生活をサポートするセミナー＆チューター制導入（平成9年度）… 授業計画から生活指導そして就職指導まで個別に支える。
- ・学生の自立を促す学生の自己点検評価実施（平成6年度）… 入学時の目標の実現をめざして、セメスターごとに具体的な目標を設定し、その実現にむけて自己評価しながら

ら努力する。

- ・「授業改革プロジェクト」による学習者中心の教育の推進（平成11年度）… 毎年度具体的な課題を設定して、学生の目標実現を目的とした授業改善に取り組む。
 - ・学園内3大学単位互換制度の実施（平成11年度）… 3大学間の単位互換を図ることによって学生のニーズに応える。
- このような取り組みにより本学教職員の意識改革もすすみ、改革への共通認識がえやすくなっている。

2. コミュニティ生活学科誕生について

本学の家政系学科は、被服系の生活文化学科と食物系の生活科学科生活科学専攻からなり、ともに伝統のある学科である。定員も最大175名、100名と本学の中心的存在であったが、昨今の社会情勢では、定員87名、50名の充足が図れない状況にある。そのため、当然なことながら教育内容を改善し、定員確保の方策も検討してきた。今回、学内の学科再編成を機に家政系学科を統合し定員87名の新学科とする方針がかたまり、学科の特徴、名称が問題になった。坂田正二理事長の判断で今後の短期大学のあり方と時代の要請という認識から、新名称としてコミュニティ生活学科が提案されとりあげられた。新学科の教育目標、教育内容をさだめ、申請までのプロジェクトが組織され、検討した結果次のような内容となった。

教育目標

生活に関する知識や技術を総合的に学びながら、さまざまなコミュニティや職場に積極的に参加していく能力を育成する。

カリキュラム

ファッション、食生活、キャリアの3コース制とする。

教養科目11科目、共通専門基礎科目…コミュニティ論、現代社会と人間、人間関係論、社会心理学、ボランティア論など16科目、コース関連専門科目として総計90科目を設ける。

履修方法

可能な限り個人のニーズにより科目を選ぶことができるようとする。そのため、出来るだけ多くの履修モデルをつくる。また、コース、学科の枠をこえて科目を選択履修できるよう弾力化を図る。

地域、企業との関わり

ボランティア活動、体験的活動、インターンシップなどを積極的に奨励し、また地域や企業から学ぶシステムを取り入れる。

多様な学生の受け入れ

社会人学生、長期履修学生、科目等履修生、研究生などをうけいれる。また、専攻科を設置する。

地域総合科学科の特徴を取り入れるよう工夫する。

以上のようなことをもとに新学科の目標・内容を編成し、文部科学省へ設置認可を申請し5月に認可をうけた。

3. 「地域総合科学科(総称)」についての適格認定

平成14年6月、短期大学基準協会から地域総合科学科の適格認定の評価実施についての通知があった。通知の内容は評価の内容・方法と評価をうけるための提出書類が示してあった。提出書類は「適格認定の評価フレーム」の評価項目により自己評価を行いその結果の報告書、設置認可申請書(抜粋)、自己点検・評価報告書または短大相互評価報

告書、その他要覧・パンフレット等だった。早速書類を整え評価の申込をした。その後、基準協会の評価部会で書面審査とインタビューが行われた。インタビューは学科の設置の趣旨、目標、特徴を短時間で説明し、各委員から質問があった。7月30日、コミュニケーション生活学科の適格認定について承認する旨の通知と適格認定報告書が届いた。報告書の概要是 I. 認定結果として「本学コミュニケーション生活学科を地域総合科学科と総称する学科の視点から評価した結果、その趣旨及び内容について適格であるとの評価を得た。完成年度を過ぎた時点で、この度確認された所期の目的をどのように果たしているかという観点から教育実績等をもとに評価する。」 II. 総評 III. 評価内容 1. 学科の名称の適切性、教育目的・目標の設定 2. 教育課程 3. 対象となる学生 4. 学習条件の整備 5. 学科開設の基礎 についてそれぞれ現状に対する評価が行われていた。

これらの評価はいわゆる大学の質を保証するための第三者評価機関によるものであり、この評価結果を真摯にうけとめ本学教育の質の向上を図る義務と責任を負うことになったと考えている。

4. おわりに

今回の学科再編成は、現実的には学生数の定員確保により学園の経営の安定を図ることにあるが、その実現にあたっては、短期大学教育の社会的存在の意義を世に問うという意味で取り組んだ。現在のところ新学科および再編成は好意的にうけとめられ、定員確保は確実な情勢にあり、これに支えられて教職員は新しい短期大学教育づくりに意欲を高めているところである。

学校教育法等の一部改正について

このたびの改正は、去る8月5日に中央教育審議会から答申のあった「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築」に沿ったもので、その改正内容等は次のとおりである。

学校教育法の一部を改正する法律の内容

第1 公立又は私立の大学等に係る認可事項の見直し

- 1 公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学（以下「公立又は私立の大学等」という。）を設置する者は、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わない学部の設置等を行う場合には、認可を要しないこととし、あらかじめ、文部科学大臣に届け出ることとすること。（第4条第2項関係）
- 2 文部科学大臣は、届出が法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができることとすること。（第4条第3項関係）

第2 法令違反状態の大学等の改善

- 1 文部科学大臣は、公立又は私立の大学等が、設備、授業等について法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができることとすること。（第15条第1項関係）
- 2 文部科学大臣は、勧告によってもなお状況が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命じ、なお改善されない場合には、勧告に係る組織の廃止を命ずることができることとすること。（第15条第2項及び第3項関係）
- 3 文部科学大臣は、勧告、変更命令又は組織の廃止命令をなすために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができるものとすること。（第15条第4項関係）

第3 専門職大学院制度の創設

- 1 大学院の目的として、高度専門職業人の養成を明確にするとともに、大学院のうち、高度専門職業人の養成を目的とするものは、専門職大学院とすること。（第65条第1項及び第2項関係）
- 2 大学は、専門職大学院の課程を修了した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与することとすること。（第68条の2第1項関係）

第4 認証評価制度の創設

- 1 大学は、当該大学の教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、定期的に、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとすること。（第69条の3第1項及び第2項関係）
- 2 専門職大学院を置く大学は、当該専門職大学院の教育研究の状況について、定期的に、認証評価を受けるものとすること。（第69条の3第3項関係）
- 3 文部科学大臣の認証は、申請により行うものとし、申請の内容が、大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること等一定の要件に適

合しているときは、認証するものとすること。（第69条の4第1項、第2項及び第3項関係）

- 4 認証評価機関は、評価結果の大学への通知及び公表等を行うとともに、一定の事項の変更又は業務の休止若しくは廃止について、あらかじめ、文部科学大臣に届け出るものとすること。（第69条の4第4項及び第5項関係）
- 5 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施の確保のため、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができることとともに、認証評価機関が法令で定める一定の要件に適合しなくなったと認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを求め、なお改善されないとときは、その認証を取り消すことができることとすること。（第69条の5関係）
- 6 認証評価に係る規定は、高等専門学校に準用すること。（第70条の10関係）

第5 審議会等への諮問

- 1 文部科学大臣は、法令の規定に違反していると認められる公立又は私立の大学等に対し命令等を行うときは、審議会等に諮問しなければならないこととすること。（第60条の2関係）
- 2 文部科学大臣は、評価機関の認証等を行うときは、審議会等に諮問しなければならないこととすること。（第69条の6関係）

第6 施行期日等

- 1 この法律は、平成15年4月1日から施行すること。ただし、認証評価に係る改正規定は、平成16年4月1日から施行すること。（附則第1条関係）
- 2 この法律施行の際現にされている認可の申請であつて、改正後の学校教育法の規定に基づき届出に該当するものは、改正後の同法の規定によりされた届出とみなすこととすること。（附則第2条関係）
- 3 学校教育法の改正に伴い、私立学校法及び税理士法の一部を改正すること。（附則第4条から第6条関係）

◎学校教育法（昭和22年法律第26号）の一部を改正する法律

第4条（略）

- ② 前項の規定にかかわらず、同項第1号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

- 1 大学の学部又は大学院の研究科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

- 2 第69条の2第2項の大学の学科の設置であつて、当該大学が設置する学科の分野の変更を伴わないもの
 - 3 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第69条の2第2項の大学の学科の廃止
 - 4 前3号に掲げるもののほか、政令で定める事項
- ③ 文部科学大臣は、前項の届出があつた場合において、その届出に係る事項が、設備、授業その他の事項に関する法令の規定に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ④ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の設置する幼稚園については、第1項の規定は適用しない。この場合において、当該幼稚園を設置する者は、同項に規定する事項を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県の教育委員会に届け出なければならない。
- ⑤ 第2項第1号の学位の種類及び分野の変更並びに同項第2号の学科の分野の変更に関する基準は、文部科学大臣が、これを定める。

第14条（略）

- 第15条 文部科学大臣は、公立又は私立の大学及び高等専門学校並びに放送大学学園の設置する大学が、設備、授業その他の事項について、法令の規定に違反していると認めるときは、当該学校に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。
- ② 文部科学大臣は、前項の規定による勧告によつてもなお当該勧告に係る事項（次項において「勧告事項」という。）が改善されない場合には、当該学校に対し、その変更を命ずることができる。
- ③ 文部科学大臣は、前項の規定による命令によつてもなお勧告事項が改善されない場合には、当該学校に対し、当該勧告事項に係る組織の廃止を命ずることができる。
- ④ 文部科学大臣は、第1項の規定による勧告又は第2項若しくは前項の規定による命令を行うために必要があると認めるときは、当該学校に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第60条 大学について第3条に規定する設置基準を定める場合及び第4条第5項に規定する基準を定める場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

第60条の2 大学の設置の認可を行う場合及び大学に対し第4条第3項若しくは第15条第2項若しくは第3項の規定による命令又は同条第1項の規定による勧告を行う場合には、文部科学大臣は、審議会等で政令で定めるものに諮問しなければならない。

- 第65条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化的進展に寄与することを目的とする。
- ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととするものは、専門職大学院とする。

第67条 大学院に入学することのできる者は、第52条の

大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第68条の2第1項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とすることができます。

②（略）

第68条の2 大学（第52条の大学に限る。以下この条において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し、修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

②～④（略）

第69条の3 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- ② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- ③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するものほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。
- ④ 前2項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前2項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。

第69条の4 認証評価機関になろうとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、申請により、文部科学大臣の認証を受けることができる。

- ② 文部科学大臣は、前項の規定による認証の申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、その認証をするものとする。
- 1 大学評価基準及び評価方法が認証評価を適確に行うに足りるものであること。
 - 2 認証評価の公正かつ適確な実施を確保するために必要な体制が整備されていること。
 - 3 第4項に規定する措置（同項に規定する通知を除く。）の前に認証評価の結果に係る大学からの意見の申立ての機会を付与していること。

4 認証評価を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基

礎を有する法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。次号において同じ。）であること。

5 次条第2項の規定により認証を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない法人でないこと。

6 その他認証評価の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

③ 前項に規定する基準を適用するに際して必要な細目は、文部科学大臣が、これを定める。

④ 認証評価機関は、認証評価を行ったときは、遅滞なく、その結果を大学に通知するとともに、文部科学大臣の定めるところにより、これを公表し、かつ、文部科学大臣に報告しなければならない。

⑤ 認証評価機関は、大学評価基準、評価方法その他文部科学大臣の定める事項を変更しようとするとき、又は認証評価の業務の全部若しくは一部を休止若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。

⑥ 文部科学大臣は、認証評価機関の認証をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第69条の5 文部科学大臣は、認証評価の公正かつ適確な実施が確保されないと認めると認めるときは、認証評価機関に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

② 文部科学大臣は、認証評価機関が前項の求めに応じず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき、又は前条第2項及び第3項の規定に適合しなくなつたと認めるときその他認証評価の公正かつ適確な実施に著しく支障を及ぼす事由があると認めるときは、当該認証評価機関に対してこれを改善すべきことを認め、及びその求めによつてもなお改善されないとときは、その認証を取り消すことができる。

③ 文部科学大臣は、前項の規定により認証評価機関の認証を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第69条の6 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第60条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

1 認証評価機関の認証をするとき。

2 第69条の4第3項の細目を定めるとき。

3 認証評価機関の認証を取り消すとき。

第70条の10 第28条第8項、第49条、第50条第5項、第60条（設置基準に係る部分に限る。）、第60条の2、第64条、第68条の3、第69条、第69条の3（第3項を除く。）及

び第69条の4から第69条の6までの規定は、高等専門学校に、これを準用する。

第82条の11（略）

第83条（略）

◎ 私立学校法（昭和24年法律第270号）の一部を改正する法律

（学校教育法の特例）

第5条 私立学校には、学校教育法第14条の規定は、適用しない。

（私立学校審議会等への諮問）

第8条 都道府県知事は、私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条に規定する事項を行う場合においては、あらかじめ、私立学校審議会の意見を聴かなければならぬ。

2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第4条第1項又は第13条に規定する事項（同法第60条の2の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。）を行う場合においては、あらかじめ、同法第60条の2に規定する審議会等の意見を聴かなければならぬ。

（申請）

第30条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

1・2（略）

3 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第45条第3項（同法第51条の9第1項において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）

4～11（略）

（寄附行為変更の認可等）

第45条 寄附行為の変更（文部科学省令で定める事項に係るものをお除く。）は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 学校法人は、前項の文部科学省令で定める事項に係る寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

編集後記

私立学校は建学の精神に基づいて創立され、歳月とともに具体的な教育内容は変化していきます。「マス化」から「ユニバーサル化」への流れもその一つです。その教育がどのように行われているのかを外部から評価し、教育や研究に役立てようとするものが第三者評価といえます。新しい学科である「地域総合科学科」の設置は、建学の精神を現代に活かすための一つの方法で、いくつかの事例を紹介しました。